

答 申 書

令和 7 年 3 月 4 日

鹿沼市上下水道事業経営委員会

1. はじめに

本市の下水道事業は昭和51年6月に供用を開始し、令和7年度に主要事業である污水管整備が概ね完了する予定であり、今後は、高度成長期に整備された管渠や施設の更新時期を迎えることから、多額の更新費用が見込まれるとともに、人口減少による下水道使用料の減収や、昨今の物価高騰・電気料金の値上げに伴う維持管理費の増加が見込まれている。

また、下水道事業にかかる費用は、受益者負担の原則の下、使用者が使用料において負担することとされているが、使用料で賄うべき費用を賄いきれておらず、令和5年度決算における使用料単価は143.45円/m³で、国が示す150円/m³に達しておらず、経費回収率も95.63%と100%を切っており、一般会計からの繰入金を多く繰り入れている状況である。

このような経営状況を踏まえ、安全・安心な下水道事業を将来にわたり安定的に持続していくため、鹿沼市より下水道使用料の改定について諮問を受けた。

本委員会では、鹿沼市からの諮問に対し、公正妥当な受益者負担とするとともに、健全な事業運営を確保していくため、慎重に審議を行い、ここに結論を得たため、その結果を答申するものである。

2. 答申内容について

(1) 改定の対象事業

「公共下水道」および「特定環境保全公共下水道」を対象とする。

本市の下水道事業は「公共下水道」、「特定環境保全公共下水道」、「農業集落排水」の3事業で構成されている。そのうち、農業集落排水については、令和5年度決算において、経費回収率が100%に達しているとともに、「公共下水道」および「特定環境保全公共下水道」と使用料体系が異なることから、据え置きとする。

(2) 改定率および使用料体系

①改定率

11%

本市の下水道事業は、令和2年度に公営企業会計を適用し、その事業収入によって費用を賄う「独立採算の原則」の下で経営を行っているが、経費回収率は100%に満たず、使用料で賄うべき費用を賄えていない状況である。

さらに、今後も人口減少による使用料収入の減収や、物価高騰・電気料金の値上げ等に伴う維持管理費の増加、老朽化に伴う施設の更新等に伴い、経営状況はさらに厳しくなる見込みである。

使用料の改定率については、「下水道事業の経営に支障が生じないこと」や、「適正な受益者負担とするため、経費回収率100%以上を維持していくこと」、「一般会計からの繰入金は公費が充てられているため、基準外繰入金を削減すること」を基本とし、使用者への負担も考慮し検討した結果、改定率を11%とすることが適当である。

②基本水量

10 m³から5 m³に引き下げる。

昨今の物価高騰等に鑑み、増加傾向にある単身高齢者等の経済的弱者への配慮として、使用料改定の負担を軽減させる必要がある。

また、節水機器の普及等により、現行の基本水量10 m³以下の世帯が増加していることから、実態に即した基本水量とすることで節水効果が得られ、さらなる節水意識の高揚が図れるとともに、より合理的な使用料体系とするため、水道の基本水量と同量の5 m³とすることが適当である。

③基本使用料および従量使用料

基本使用料：基本水量の引き下げに合わせ、610円（税抜）とする。

従量使用料：「5立方メートルを超え10立方メートルまでの分」を加え、金額を122円（税抜）とする。

汚水量が特に少ない単身高齢者への負担軽減や、基本水量10 m³以下の世帯に対し、実態に見合った使用料とするため、基本水量を5 m³とすることに併せ、基本使用料も現行の基本使用料1,100円の2分の1とし、改定率を乗ずるものとする。

また、これまで基本水量であった6 m³から10 m³の部分の従量使用料については、現行使用料で10 m³使用した場合の使用料と同程度となるよう金額を定め、改定率を乗ずるものとする。

なお、汚水量11 m³以上については、現行の金額に改定率を乗ずるものとする。

改定後の使用料体系(料金表)は次のとおり

使用料 用途	基本使用料 (1月につき)		超過(従量)使用料 (1立方メートルにつき)	
	汚水量	金額	汚水量	金額
一般用	5立方メートル まで	610円	5立方メートルを超え 10立方メートルまでの分	122円
			10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	144円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	166円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	188円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	210円
			100立方メートルを超える分	233円

(3) 改定時期

令和8年1月施行

下水道使用料の改定については、下水道条例の改正手続きに時間を要し、また、使用者への周知期間を十分に確保する必要があるが、経営戦略において、令和6年度に使用料改定を位置づけており、改定時期が遅くなるにつれて更なる経営ひっ迫を招く恐れがある。

以上のことから、答申後は速やかに下水道条例の改正手続きを行い、令和7年6月定例市議会において、条例改正の議決を得て、使用者への周知期間等を考慮し、令和8年1月に改定を行うことが適当である。

3. 附帯意見

- (1) 下水道使用料の改定は、市民生活に直結することから、改定の趣旨や内容等について、使用者に十分理解していただくため、検針時のチラシ配布のほか、広報誌や市ホームページ、SNS 等を有効に活用し、効果的かつ十分に周知をすること。
- (2) 使用料改定後も、企業努力として、収入増や経費削減の取組みを継続するとともに、さらなる財源の確保や経費削減の取り組みを検討し、より一層、経営の健全化に努めること。
- (3) 下水道整備済区域内の未接続者に対し、下水道への接続を促進し、接続率の向上に努めること。
- (4) 使用料改定は、経営戦略等に基づき、5 年を目安に適正に検討をすること。
- (5) 施設の老朽化に伴う処理機能の低下や道路陥没等を未然に防止するため、点検や調査、改築等の老朽化対策を計画的に実施すること。

4. 結び

本委員会は、諮問事項に基づき、下水道事業を持続的・安定的に運営していくため、適正な下水道使用料について慎重に審議を行い、改定内容を示した。

人口減少による使用料収入の減収、老朽化に伴う施設更新や物価高騰等による事業費の増加など、今後、ますます経営状況が厳しくなることから、使用料改定後も引き続き財源の確保や経費削減等を行い、健全な経営に努め、将来にわたり、安全・安心な下水道事業を継続して市民に提供していくことを期待する。